

社会保険未加入対策について

国土交通省

土地・建設産業局 建設市場整備課
労働資材対策室

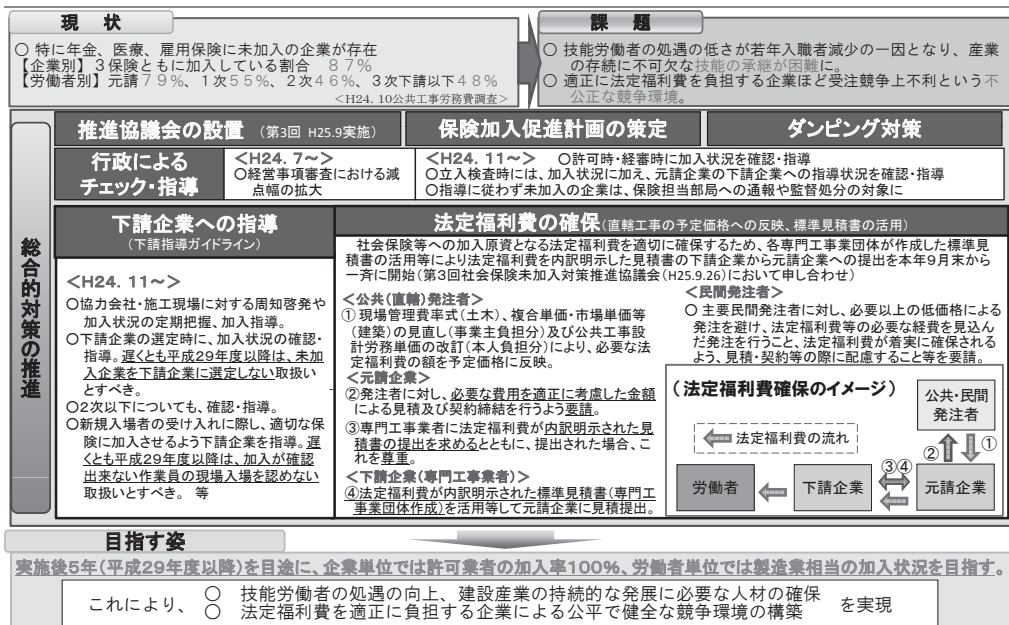
1 はじめに

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（社会保険未加入企業）が存在しています。保険未加入企業は、法定福利費等の必要経費を負担しておらず、その分のコストがかからない結果、法律上の加入義務を果たしていないにもかかわらず競争上有利となっているとともに、未加入企業の存在により労働者にとって最低限の福利すら確保されず、技能労働者の処遇低下を招き、これが若年入職者の減少の一因ともなっています。

国土交通省では、公共事業労務調査にお

いて社会保険等への加入状況の調査を行っています。平成24年度の調査結果をみると、企業別では約13%、労働者別では約42%が雇用、医療、年金保険の全てまたはいずれかの保険に加入していない状況であり、社会保険等への加入を徹底することによって、これらの状況を是正し、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図ることが急務です。

建設業における社会保険未加入対策の必要性については、平成23年6月に建設産業戦略会議でとりまとめられた「建設産業の



参考：国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策」(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

【図1】社会保険未加入対策の全体像

再生と発展のための方策2011」等において提言され、その後、平成23年10月に「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」が設置され、具体的な取組方策が検討されました。これらを踏まえ、現在、建設業界を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところです。【図1】

2 社会保険未加入対策の推進

(1) 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進体制の構築

社会保険未加入対策を着実に推進するためには、行政・元請・下請が一体となって継続的に取組を実施することが必要であり、その推進体制として、平成24年5月に学識経験者や業界関係者で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」を全国と地方ブロック単位で設置しました。この体制を中心に、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して、それぞれの立場から社会保険未加入対策に取り組んでいるところです。

この協議会に構成員として参加する各建設業者団体は、傘下の会員企業の保険加入状況を把握するとともに、「社会保険加入促進計画」を策定し、それぞれの立場から社会保険等への加入を促進するための主体的な取組を進め、協議会において各団体の取組を共有し、継続的にフォローを行うほか、周知啓発の取組方針等を議論しています。

また、行政、関係団体、元請・下請各社など、建設業に関わる様々な主体から、パンフレット・ポスターの作成・配布やキャンペーンの実施、説明会の開催など多様な手段による周知・啓発を行い、建設企業、技能労働者などの社会保険加入についての理解を深め、保険加入に向けた機運を醸成

しています。

(2) 行政の取組

建設業担当部局では、社会保険等への加入を徹底するための取組として、昨年11月から、建設業の許可更新時、経営事項審査時、さらには事業所や現場への立入検査の際に社会保険等への加入状況を確認しています。その結果、未加入であることが判明した企業には、文書による加入指導を行うとともに、加入状況の報告を求めています。それでもなお未加入の場合は厚生労働省の保険担当部局に通報が行われ、加入指導等が行われることになります。昨年11月から今年9月までの累計では、指導19,574件、通報1,878件が実施されており、建設業担当部局による指導により4,430業者が保険に加入しています。

保険担当部局による加入指導の結果、それでもなお未加入である建設業者については、建設業法に基づく監督処分が行われることとなります。

(3) 建設企業の取組

元請企業においては、保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、工事現場において周知啓発を行うとともに、下請企業の保険加入状況の把握に努め、保険加入を指導する役割を担うことが求められています。そのため、国土交通省では、元請企業が下請企業の保険加入状況を確認できるよう建設業法施行規則の改正を行い、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加しています。また、施工体制台帳及び再下請負通知書の改正に合わせて、各団体等が作成している作業員名簿の様式においても各作業員の加入している社会保険等を記載する欄が追加され、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について社会保険等の加入状況を確認しています。

この取組は、元請企業及び下請企業の取組の指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に即して行われています。同ガイドラインでは、元請企業の役割・責任として、現場における周知啓発、法定福利費の適正な確保のほか、協力会社組織を通じた加入状況の定期的把握と加入指導を行うこと、個々の工事を下請発注する際の下請企業選定時に加入状況の確認と加入指導を行うこと、二次以下の下請についても再下請負通知書により加入状況の確認と加入指導を行うこと、作業員についても作業員名簿を活用して加入状況の確認と加入指導を行うこと等を求めています。そして、遅くとも平成29年度以降においては、社会保険等の全部又は一部に適用除外ではなく未加入の建設企業を下請企業に選定しない取扱いをすべき、適切な保険への加入が確認できない作業員についても、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いをすべきとされています。

3 法定福利費の確保

(1) 発注者の対応

受注競争が激化する中で、利益確保のために法定福利費を適正に負担しない企業が

存在していることが社会保険等未加入問題の大きな要因の1つです。法定福利費は、保険に加入するために必要な費用であり、保険加入を促進するためには、法定福利費が発注者から労務を提供する下請企業に適切に流れることが必要となります。

それには、請負契約の最も川上に当たる発注者が、法定福利費相当額を適切に見込んだ価格で発注することが不可欠です。国土交通省直轄の公共工事については、現場管理費率式（土木工事）や複合単価・市場単価（建築工事）の見直しにより、本来、事業者が負担すべき法定福利費相当額（事業主負担分）を予定価格に適切に反映するとともに、平成25年度公共工事設計労務単価において、建設作業を担う技能労働者全員が社会保険等に加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）も反映することとしています。【図2】

また、法定福利費が適切に確保できるようにするためには、建設投資の約6割を占める民間工事の発注者の積極的な協力も不可欠です。そのため、国土交通省では、主な民間発注者団体に対し、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年7月23日）、「技能労働

(1) 事業主負担分に関する措置

- ① 国土交通省直轄土木工事における積算については、平成24年4月から、現場管理費率式の見直しを実施（国土交通省土木工事標準積算基準書、予定価格への影響：約0.8%）
- ② 国土交通省官庁営繕工事における積算については、平成25年10月公告分から、複合単価および市場単価の補正を試行。（予定価格への影響：約1.5%）

(2) 本人負担分に関する措置

公共工事設計労務単価については、平成25年3月に改定して引き上げ。

- ① 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- ② 社会保険への加入徹底の観点から、個人分の必要な法定福利費相当額を反映
- ③ 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置
（被災三県について単価を5%引上げ）

全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

【図2】法定福利費の確保に向けた直轄工事における対応

者の確保に向けた標準見積書の活用等による法定福利費の確保を通じた社会保険等未加入対策の徹底等について」(平成25年6月7日)等を出し、①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うこと、②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂くこと等を要請しています。さらに、主な団体に対して直接要請する等、必要な法定福利費を確保するための環境づくりに努めています。

(2) 法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)の活用

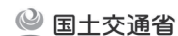
技能労働者の保険加入を促進するためには、実際に労務を提供している専門工事業者等が必要な法定福利費を確保できるようにする必要がありますが、これまでの取引

慣行では、トン単価や平米単価による見積が一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのか、必要な金額はどの程度か分かりにくい状況となっています。

こうした状況を踏まえ、法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、従来の総額単価による見積だけではなく、その中に含まれる法定福利費を把握し内訳として明示した見積書(標準見積書)を活用し、必要な金額を確保していくための取組を行っています。

標準見積書は、各専門工事業者団体において作成されるものであり、主に下請となる専門工事業者が元請企業に対し法定福利費を内訳明示した見積書を提出するために活用するものです。これまでに、49の専門工事業者団体(平成25年9月26日現在)が業界の特性等に応じた標準見積書を作成してい

標準見積書を活用した法定福利費の確保



社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業者団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積が一般的**で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の**総額単価だけではなく**、その中に含まれる**法定福利費を内訳として明示**することで、**必要な法定福利費を確保**する。

2. 関係者の取組

【発注者】

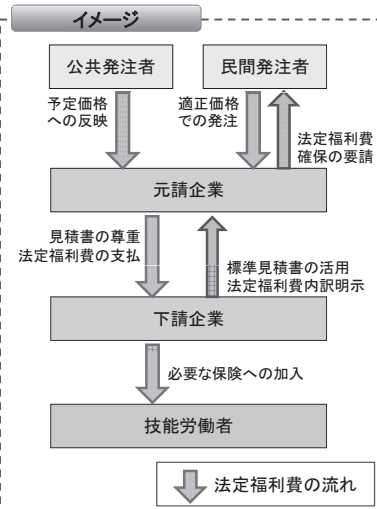
- 直轄工事においては、**土木工事の法定福利費現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)**において、**労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映**。
- 国土省や総合工事業者団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

- 専門工事業者に対し、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導**するとともに、提出された場合は尊重し、**適切な法定福利費を支払**い。

【下請企業】

- **標準見積書(専門工事業者団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出**。
- **技能労働者を必要な保険に加入**させる。



【図3】 標準見積書を活用した法定福利費の確保

ます。

また、総合工事業団体においては、必要な法定福利費の原資が着実に確保できるよう、主な民間発注者団体に対し法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請するとともに、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を元請企業から下請企業に促すよう、会員企業を通じて働きかけを行うなど、この見積書を提出するための環境づくりを行っています。

このような総合工事業団体や専門工事業団体等の取組を踏まえ、平成25年9月26日に開催した社会保険未加入対策推進協議会において法定福利費を内訳明示した見積書の活用を一斉に開始することを申し合わせ、標準見積書の本格的な運用を開始したところです【図3】。

4 おわりに

社会保険未加入対策推進協議会を設置し

て具体的な取組を開始してから約1年半が経過し、来年度は目標期間の中間年度にあたります。ここで、これまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、目標達成に向けて計画的に取組を進めていきたいと考えております。

今後、行政としても、様々な角度から対策を進めていくことになると思いますが、元請企業・下請企業・建設労働者等の建設産業に携わる関係者が一体となって、社会保険未加入対策の推進に向けた気運を盛り上げ、それぞれの立場からの取組を強力に推進していくことが何よりも重要です。建設業における技能労働者の処遇の向上と産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、公平で健全な競争環境の構築を実現するため、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって業界一丸となって対策に取組む必要があります。

以 上